



アナログ回線終了！光電話に変えなくちゃ？！

相談事例

自宅の固定電話に、「電話のアナログ回線は終了し、順次光回線に変更される、今なら工事費用無料で変更できる」と説明された。契約している固定電話の会社だと思い、無料で工事ができるうちにと了承した。届いた書類を確認すると、光電話の他にネット回線も契約になっており、会社名も知らないところだった。

アドバイス

- ◆令和6年1月から、固定電話はアナログ回線からIP網に移行しました。
移行しても、現在利用中の電話機はそのまま使い続けることができます。
利用者が新たに電話機の購入や、工事をする必要はありません。
- ◆電話での勧誘に際して、自社の名称を告げない勧誘行為は禁止されています。
- ◆光回線の契約は、契約書が届いて8日間は「初期契約解除」によって解約できます。
また、電波状況が不十分だったり、契約前の説明、書面交付状況が基準に達しなかった場合は、「確認措置」が適用され契約解除できる可能性があります。
- ◆ご不明な時は最寄りの消費生活センターにご相談ください。

「定期縛りなし」は「1回だけ」ではありません！ 「解約しないと商品が届く定期購入」です！

相談事例1

SNSで化粧クリームの広告を見た。「初回1980円、定期縛りなし」と書いてあったので、1回だけのつもりで注文したが、最近2回目の商品が届いた。納品書に次回発送日が書いてあったため、事業者へ電話で「定期縛りなしの1回のみ申込んだ」と伝えと、「次回発送の15日前までに連絡がなかったため、2回目の商品の解約はできない」と言われた。
2回目の商品を返品したい。

相談事例2

SNSで健康食品の広告を見た。「初回980円、回数縛りなし」と書いてあったので、1回だけだと思い注文した。2回目が届いたため、注文していない商品だと思い、事業者に連絡せずに返品して終わりと思っていた。
しかし、2回目の商品代金9800円の請求書が届いた。支払わないといけなのか。

アドバイス

- ☞ インターネット通販では、注文する前に、「最終確認画面」で契約に関する重要な情報をしっかり確認しましょう。
- ☞ 通信販売には、クーリング・オフはありません。返品・解約する場合は、事業者の定めた規約に従うことになります。
- ☞ 契約内容の記録として、「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましょう。
- ☞ 不安に思ったり、困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

- = 注文する前に「最終確認画面」を確認 =
- ✓ 割引されている「初回価格」「お試し価格」は、定期購入が条件になっていませんか？
- ✓ 購入する回数が決めていませんか？
- ✓ 支払うことになる総額はいくらですか？
- ✓ 返品や解約の条件、連絡方法、連絡先を確認しましたか？
- ✓ お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)	筑紫野市	092-923-1741
大牟田市	0944-41-2623	宗像市	0940-33-5454
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)	糸島市	092-332-2098
飯塚市	0948-22-0857		

☎ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。